

# 三重県政務活動費の交付に関する条例

(平成13年3月27日三重県条例第49号)

[沿革] 平成14年6月25日三重県条例第44号、平成19年3月20日三重県条例第33号、平成20年3月31日三重県条例第29号、平成20年8月15日三重県条例第39号、平成21年3月25日三重県条例第40号、平成23年6月30日三重県条例第33号、平成24年6月29日三重県条例第51号、平成25年2月28日三重県条例第5号、平成26年3月27日三重県条例第75号、平成29年3月28日三重県条例第45号、平成30年3月22日三重県条例第59号、平成31年3月18日三重県条例第53号、令和2年6月30日三重県条例第52号改正

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、三重県議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付)

第3条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。

(政務活動費の額)

第4条 会派に係る政務活動費の額は、一月当たり、15万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 議員に係る政務活動費の額は、一月当たり、18万円とする。

(政務活動費の交付対象等)

第5条 会派に係る政務活動費は、月の初日に結成されている会派を交付の対象とし、前条第1項の所属議員数は、月の初日における各会派の所属議員数とする。

2 月の途中において、会派の所属議員数の異動、会派の結成、合併、分離若しくは解散又は議会の解散があつた場合においても、当該月の会派に係る政務活動費の額は変更しない。

3 会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

4 議員に係る政務活動費は、月の初日に在職する議員を交付の対象とする。

5 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散が

あった場合においても、当該月の議員に係る政務活動費の額は変更しない。

( 会派の届出 )

第 6 条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、議会の議長（以下「議長」という。）が別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 会派が解散したときは、代表者は議長が別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

( 会派等の通知 )

第 7 条 議長は、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について、議長が別に定める様式により毎年度 4 月 5 日までに知事に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定による通知の後、当該年度終了までの間において、前条の規定による届出がなされ、同項の規定による通知の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

( 政務活動費の交付決定 )

第 8 条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

( 政務活動費の請求及び交付 )

第 9 条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 10 日（その日が県の休日に当たるときはその日に続く県の休日でない日）までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分の政務活動費を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、第 6 条第 1 項の会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務活動費から調整する。

5 一四半期の途中において、会派が解散したときは、当該会派の代表者は、当該解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

( 政務活動費の用途 )

第10条 会派及び議員は、政務活動費を会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める経費ごとに議長が別に定める使途基準に従い支出しなければならない。

(収支報告書)

第11条 会派の代表者及び議員は、議長が別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、毎年度終了後30日以内に議長に提出しなければならない。

(1) 政務活動費に係る収入の総額

(2) 政務活動費に係る支出の総額並びに会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める経費ごとの支出の額及び主たる支出の内訳

(3) 政務活動費に係る収入の総額から政務活動費に係る支出の総額を控除した額

2 会派の代表者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を、解散の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる証拠書類等を添付しなければならない。

(1) 政務活動費に係る領収書その他の証拠書類の写し

(2) 議長が別に定める書類

(政務活動費の返還)

第12条 会派の代表者及び議員は、前条第1項第3号に掲げる額が生じた場合においては、当該額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定による返還がなされないときは返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存及び写しの閲覧)

第13条 議長は、第11条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等を、その提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類等の写しを作成し、これを閲覧に供するものとする。

3 前項の規定による写しの作成は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)第7条各号に規定する非開示情報を除いて行うものとする。

4 第2項の規定による閲覧は、議長が別に定める方法により行うものとする。

(透明性の確保)

第14条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

( 政務活動費等の額の特例 )

2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 4 月 29 日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月当たり、11 万 7 千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月当たり、8 万 4 千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

4 平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月当たり、8 万 4 千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月当たり、8 万 4 千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

6 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 29 日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月当たり、8 万 4 千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

7 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月当たり、8 万 4 千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

8 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 29 日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月当たり、8 万 4 千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

9 平成 31 年 5 月 1 日から平成 35 年 4 月 29 日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月当たり、5 万 千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

10 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第 4 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、1 月当たり、千 5 百円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の三重県政務調査費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

3 新条例の規定については、この条例の施行後 2 年を目途として、新条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の三重県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 69 号）の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の三重県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第 5 条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第 6 条の規定により提出された会派の届出とみなす。（三重県議会基本条例の一部改正）

4 三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条・第 7 条」を「第 6 条 - 第 7 条」に改める。

第 3 条第 1 号中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 15 条第 1 項中「前 2 条」を「第 13 条及び第 14 条」に改める。

第 17 条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第 1 項中「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内 容
調査研究費	会派が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内 容
調査研究費	議員が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費